

1 指定管理者の募集の趣旨

道の駅加治川は、新発田の北の玄関口として、「賑わいと魅力の創出」、「交流人口と消費の拡大」、「地域に愛される道の駅」をコンセプトに、まちなか・月岡温泉・広域観光の情報発信のほか、地域特産品の販売・PRを通じて市の魅力を伝える発信拠点とするとともに、休憩所として立ち寄る場所から「目的地」として選ばれる場所として、地域のニーズにも対応した、愛され親しまれる「道の駅」を目指しております。

本市では、民間事業者の活力とノウハウで、「道の駅加治川」の持つ可能性を最大限活用し、収益性の確保や質の高いサービスの提供、かつ自立的な施設運営を行うため、当該施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 名 称

道の駅加治川（以下「道の駅」という。）

〔構成施設等〕

- ①桜館（食堂・農産物直売所・物産販売所・観光案内所等）
- ②パン工房
- ③道の駅公園
- ④屋外公衆トイレ（北緯 38 度線モニュメント用地内）
- ⑤子育て支援施設（授乳室等）（北緯 38 度線モニュメント用地内）

※1 インフォメーション、屋内外トイレは24時間開館

※2 インフォメーション、屋内トイレについて、夜間時は防犯カメラによる監視とする。

(2) 所 在 地

新潟県新発田市横岡 1 1 4 7 番地

(3) 設置目的

市民及び道路利用者への良好な休憩の場を提供し、地域情報等の発信、地場産品等の販売により、観光・農業振興及び地域活性化を図る。

(4) 開設時期

平成 7 年 5 月（令和 4 年 4 月リニューアル）

(5) 開館時間・休館日

指定管理者の指定を受けた民間事業者等と市が協議して決定するものとする。

(6) 敷地面積

①道 の 駅：3,811.91 m²

②道の駅公園：3,038.00 m²

(7) 駐車場（国土交通省用地含む）

〔普通車〕 63 台

〔大型車〕 9 台

〔おもいやり駐車場〕 3 台

(8) 施設構造・規模等

施設区分	構 造	建物面積	主要機能
桜 館	木造 1 階建て	435.91 m ²	・ 食堂（厨房、飲食スペース） ・ 農産物直売所 ・ 物産販売所 ・ 観光案内所（インフォメーション） ・ 事務室 ・ バックヤード ・ トイレ、ベビールーム
パン工房	木造 1 階建て	99.34 m ²	・ 厨房 ・ 販売スペース ・ イートインスペース ・ トイレ ・ 職員休憩室
屋外イベント スペース	—	262.00 m ²	・ キッチンカー等乗り入れ 可（車止め有り）
屋外公衆トイレ	混構造 1 階建て （鉄筋・コンクリート）	48.23 m ²	・ 男子トイレ ・ 女子トイレ ・ 多目的トイレ
子育て支援施設	鉄筋 1 階建て	15.60 m ²	・ 授乳室等
道の駅公園	—	3,038.00 m ²	

(9) 統計数値

①「桜館」利用者数

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	228,410 人	174,719 人	149,370 人	146,900 人
売 上	135,272 千円	110,801 千円	108,457 千円	114,236 千円

②パン工房利用者数

項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
利用者数	69,275 人	33,333 人	32,496 人	34,549 人
売 上	35,355 千円	19,369 千円	18,683 千円	19,893 千円

③国道 7 号線交通量（令和 3 年国土交通省一般交通量調査）

昼間 12 時間交通量（上下線合計）			24 時間交通量（上下線合計）		
小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
12,404 台	1,707 台	14,111 台	15,810 台	2,111 台	17,921 台

3 施設の管理・運営方針

- (1) 市内及び近隣自治体等のイベントや観光情報を提供することにより、周遊観光の促進を図るとともに、豊かな自然や文化、歴史的な資源を活かした地域づくりを行い、観光客のほか、地域の方々も利用する施設運営で産業振興を促進しながら、地域の交流と活性化を図る。
- (2) 道路利用者に良好な休憩の場及び地域情報を提供するとともに、地域特産品の販売、飲食の提供等を通じて、新発田の魅力を広くPRする。
- (3) 施設の特徴を活かし、観光客・地元住民に楽しんでもらえる仕組みをつくり、交流人口及び消費拡大に繋げる。
- (4) 施設を適正に維持管理するとともに、経費の縮減を図り、安定した自立性のある施設運営に努める。
- (5) 指定管理者は、市内産業の振興と地域の方々の利便性向上を図るため、次に掲げる項目に留意すること。
 - ①物産販売所では、新発田認証ブランドや市内の特産品を優先的に取り扱うとともに、地域のニーズに応じた物品等を取り扱うこと。
 - ②農産物直売所では、地場産農産物を優先的に取り扱い、手に取りやすい魅力的な農産物を取り揃えること。
 - ③観光案内所では、市内及び近隣自治体等の観光案内や情報発信に努めること。
 - ④施設の管理・運営に必要な物品類の調達や修繕等は、市内業者への発注に努めること。
- (6) 施設の利用にあたっては、市民の平等な利用を確保する。
- (7) 施設管理に関する法令等の遵守
業務の遂行にあたっては、次の関連する法令等を遵守すること。
 - ①地方自治法（昭和22年法律第67号）
 - ②労働基準法（昭和22年法律第49号）
 - ③最低賃金法（昭和34年法律第137号）
 - ④個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
 - ⑤消防法（昭和23年法律第186号）
 - ⑥食品衛生法（昭和22年法律第233号）
 - ⑦食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
 - ⑧食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
 - ⑨新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例（平成11年新潟県条例第53号）
 - ⑩新潟県食品衛生法施行細則（昭和48年新潟県規則第39号）
 - ⑪電気事業法（昭和39年法律第170号）
 - ⑫水道法（昭和32年法律第177号）
 - ⑬下水道法（昭和33年法律第79号）
 - ⑭建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
 - ⑮新発田市道の駅加治川設置及び管理に関する条例（令和3年条例第34号）
 - ⑯新発田市公の施設に係る指定管理者の指定管理等に関する条例（平成24年条例第27号）

⑰新発田市公の施設に係る指定管理者の指定管理等に関する条例施行規則（平成 24 年規則第 38 号）

⑱その他関係する法律等

4 指定管理者が行う業務

別紙「道の駅加治川」指定管理者業務要求水準書（以下、「要求水準書」という。）に定めるとおり。

5 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

6 指定管理委託料

令和 9 年度から令和 13 年度 260 万円／年度

7 施設の管理・運営に要する費用（指定管理者の事業収支）に関する事項

（１）施設の管理・運営業務に要する費用（人件費・管理費・事務費等）は次の収入をもって充てるものとする。

①市からの指定管理委託料

②施設機能（飲食・農産物直売所・物産販売所・パン工房・道の駅公園）を活用した自主事業収入

③指定管理者自らが企画・実施する各種事業の収入

④その他の収入

（２）指定管理者は、本施設を利用して収益事業を実施することの対価として、毎年度 101 万円を下限額とし、市へ納入するものとする。実際に納入する納付金については、指定管理者の提案に基づき、本市と指定管理者が協議のうえ決定し、年度ごとに締結する年度協定書において定めるものとする。

8 応募資格

次の要件を全て満たし、指定管理期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる事業者又は団体とする。なお、法人格の有無は問わないが、個人での申請は不可とする。

（１）新潟県内に本社・本店がある事業者・団体及び共同事業体であること。

なお、共同事業体で応募する場合には、構成員のいずれかが前段の要件を有していれば可とし、代表となる事業者等を定め、当該代表事業者が申請すること。

※共同事業体とは、当該施設の管理・運営を複数の団体で行うためにグループを構成し申請を行うことを指します。（施設の清掃や警備など業務の一部のみ委託する場合は該当しません。）

（２）施設の管理運営に必要とされる職員の確保、初期出資金等の調達が可能であること。

（３）事業者及び団体またはその代表者が次に掲げる要件を全て満たすこと。

①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札等の参加を制限されていないこと。

②本市の指名停止措置を受けていないこと。

- ③会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- （4）次に該当する者が事業者又は団体の役員になっていないこと。
- ①破産者で復権を有しない者
 - ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③法律行為を行う能力を有しない者
 - ④市税を滞納している者
- （5）新発田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
- ① 暴力団（新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条例において同じ。）又は暴力団員（新発田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条例において同じ。）が法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ② 法人等又は法人等の役員若しくは役員に準ずる者（以下この条例において「役員等」という。）が、当該法人等、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ③ 法人等又は法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ④ 法人等又は法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
- なお、新発田市長と新発田警察署長が締結する「新発田市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する合意書」に基づき指定管理者の指定を受けようとする法人等または指定管理者の役員等が排除するべき者かを確認するため新発田警察署長に照会することがある。
- （6）施設を管理するにあたっての資格・免許が必要な場合は、その資格・免許を有していること。
- （7）当該施設にかかる複数応募の禁止
- ①単独で申請した事業者等は共同事業体の構成員になることはできない。
 - ②共同事業体の構成員は、他のグループの構成員となることはできない。

9 応募の手続き

（1）指定管理者の募集（募集要項等の公表）

募集要項等を公表し、次のとおり閲覧に供する。

①閲覧期間：令和8年8月10日（月）～令和8年9月30日（水）

②閲覧場所：新発田市観光振興課又は新発田市公式ホームページ

（住所）〒957-0053 新発田市中心部3丁目2番22号松縁館1階

（URL）<http://www.city.shibata.lg.jp>

(2) 募集要項等に関する質問受付及び回答

- ①質問期間：令和8年9月24日（木）まで
- ②提出方法：質問の内容を「様式第9号 質問書」へ簡潔に記入の上、電子メール又はFAXにより提出すること。
- ③提出先：新発田市観光振興課
E-mail：kanko@city.shibata.lg.jp
FAX：0254-26-8585
- ④回答：質問の回答は、随時、新発田市公式ホームページで掲載。
ただし、質問者独自のノウハウに関する事等、公表することにより質問者の権利、その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、当該質問者のみに回答を通知。

(3) 施設見学

- ①申込期限：令和8年9月10日（木）まで
- ②提出方法：見学希望者は、「様式第8号 施設見学申込書」を記入の上、電子メール又はFAXにより提出すること。
- ③提出先：新発田市観光振興課
E-mail：kanko@city.shibata.lg.jp
FAX：0254-26-8585

(4) 応募の意思表示

応募者を事前に把握し、プロポーザルの準備を開始したいため、応募の意思のある団体は、以下のとおり「様式第10号応募表明書」の提出に協力すること。

ただし、本期限までに応募の意思表示をしない場合であっても、応募することはできるものとする。

- ①提出期限：令和8年9月24日（木）
- ②提出方法：郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法で提出すること。
- ③提出先：新発田市観光振興課
〒957-0053 新発田市中心部3丁目2番22号松緑館1階
E-mail：kanko@city.shibata.lg.jp
FAX：0254-26-8585

(5) 応募書類の提出

応募書類の提出については、次のとおりとする。

- ①提出期限：令和8年9月30日（水）午後5時15分必着
- ②提出部数：正本1部、副本10部（副本は複写可）
- ③提出方法：持参又は郵送により提出すること。（郵送の場合でも、上記期限内必着のこと）
- ④費用負担：本応募に関する一切の費用（書類作成及び証明にかかる費用負担等）については、各事業者等の負担とする。
- ⑤提出先：新発田市観光振興課
〒957-0053 新発田市中心部3丁目2番22号松緑館1階

⑥提出書類：以下のとおり

様式番号	提出書類	備 考
様式第 1 号	指定管理者指定申請書	
様式第 2 号	法人等の概要書	法人等その他の団体の場合
様式第 3 号	共同事業体構成員届出書	共同事業体の場合
様式第 3 号－ 2	共同事業体構成員概要書	
様式第 3 号－ 3	共同事業体協定書（例示）	
様式第 4 号	応募資格がある旨の誓約書	共同事業体の場合は、構成員に関して全てを提出
様式第 5 号	暴力団等排除に係る誓約書	共同事業体の場合は、構成員に関して全てを提出
様式第 6 号	事業計画書	
様式第 7 号	収支計画書（例）	
附属資料	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	共同事業体の場合は、構成員に関して全てを提出
	法人にあっては、登記簿謄本。法人以外の団体にあっては代表者の住民票の抄本	
	経営状況に関する書類（申請日直近の貸借対照表、損益計算書、収支決算書、その他団体の財務状況を明らかにする書類）	
	納税を証する書類（納税証明書等）	

- ⑦配布資料：ア 指定管理者募集要項
イ 指定管理者業務要求水準書
ウ 指定管理者申請様式集
エ その他参考資料
（施設図面、桜館・パン工房厨房備品一覧、運営経費実績等）

（６）応募に際しての留意事項

①応募書類の取り扱い

- ・提出された応募書類は、理由の如何を問わず返却しないこととする。
- ・提出された応募書類は、本事業者選定の実施に関する報告等のため、必要に応じ複写し、無償で利用できるものとする。
- ・提出された応募書類は、個人情報保護に係るもの及び法人の不利益となる記載以外は公文書として情報公開の対象とする。

②申請後の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。(様式任意)

10 選定方法及び指定管理者の決定

応募期間終了後、新発田市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、指定管理候補者を選定し、新発田市議会の議決を経て、市長が指定管理者に指定する。

(1) 審査方法

選定委員会において、申請者からの申請書類及びプロポーザルで次の選定基準に沿って審査し、評価の最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

(2) 選定基準

「別記1 指定管理者選定に係る審査ポイント・配点表」のとおり

(3) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ①申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ②記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③虚偽の内容が記載されているもの
- ④応募者が選定委員会に属する委員と、本件応募に係る事項において接触の事実が認められたとき。
- ⑤その他、選定委員会の協議の結果、審査を行うにあたって不適当と認められるもの

(4) 指定管理候補者の選考結果

指定管理候補者の選考結果については、令和8年12月下旬を目途に応募者に通知する。

(5) 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、新発田市議会での議決後に行う。

11 応募から指定管理者決定までのスケジュール

項 目	時 期
(1) 募集要項等の公表	令和8年8月10日（月）
(2) 質問事項の受付	令和8年8月10日（月）～9月24日（木）
(3) 施設見学申込期限	令和8年9月10日（木）
(5) 応募表明書の受付期間	令和8年8月10日（月）～9月24日（木）
(6) 申請書提出期限	令和8年9月30日（水）
(7) 指定管理者候補の選定・公表 （書類審査及びプロポーザル）	令和8年10月下旬～11月中旬
(8) 指定管理者の指定（議会議決）	令和8年12月下旬（予定）
(9) 指定管理者の指定通知	令和8年12月下旬（予定）
(10) 協定書の締結・管理運営開始	令和9年4月1日

1 2 指定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し、又は期間を定めて指定施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

- (1) 指定管理者が本業務に関する協定に違反したとき
- (2) 指定管理者が市の指示に従わないとき
- (3) 指定管理者の財務状況が著しく悪化するなどの理由により、協定に基づく管理運営の継続が困難又は適当でないと市が認めたとき
- (4) 指定管理者（共同事業体の場合は構成団体も含む。）又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体であることが明らかとなったとき

1 3 協定の締結

施設の管理運営にあたっての詳細な事項については、市と指定管理者が協議のうえ、事業を円滑に実施するために指定管理期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定書と、当該事業年度における事項について定めた年度協定書を締結する。

なお、協定の内容については、「新発田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」に規定する内容を基本とする。

1 4 管理運営準備の費用負担

指定管理者として選定されてから、業務開始の日（令和9年4月1日）までの準備経費については、すべて指定管理者の負担とする。

1 5 市と指定管理者の責任分担（リスク分担）

(1) 基本的な考え方

責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、効果的・効率的な施設運営を目指すものである。指定管理者が行う業務については、指定管理者が責任を持って遂行するものであることから、業務に伴い発生するリスクについては、原則として指定管理者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と指定管理者の責任分担は、「別記2 リスク分担表」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で応募するものとする。

1 6 市と指定管理者の経費負担区分

(1) 基本的な考え方

経費負担の考え方として、当該施設の運営が指定管理者の収益に直接繋がることを考慮し、市と指定管理者が負担すべき経費を明確に区分し、民間事業者ならではの資金調達とノウハウを最大限に活用した魅力ある店舗づくりを行うとともに、指定管理者が当該施設の活用によって得る収益で当該施設自体を管理・運営する「自立性のある収益構造」を前提に区分するものである。

(2) 経費負担区分

市と指定管理者の経費負担区分は、「別記3 市と指定管理者の経費負担区分表」によることとし、応募者は、負担すべき経費を想定した上で応募するものとする。

17 備品の適正な管理等

- (1) 指定管理者は、市の所有に属する物品については、備品台帳を備え、定期的な点検・保守を行う。
- (2) 市の備品等は、指定管理期間中において無償で貸与する。
- (3) 指定管理者の故意又は過失により、市の備品等を滅失し、又はき損したときは指定管理者の負担により賠償する。
- (4) (3)以外の事由により、備品に故障・破損等が生じた場合には、「別記3 市と指定管理者の経費負担区分表」に基づき適宜修理する。また、備品の更新及び新規購入についても同表の取り扱いとする。
- (5) 指定管理者は、施設の管理業務等のために必要な備品等を自己の負担により購入又は調達することができる。
- (6) 指定管理期間が満了したときは、市が貸与した備品等については、市又は市が指定する者に引き継ぐものとする。また、指定管理者が購入・調達した物品等は、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去・撤収する。
- (7) 現在、市が購入を予定している備品は、「(参考資料2) 桜館・パン工房備品購入予定一覧」に記載のとおりとし、当該リストに記載がないもの、もしくは数量に不足が生じると見込まれる場合には、金額にかかわらず、原則、指定管理者の費用負担により備品を購入するものとする。

18 業務の再委託の制限等

指定管理者は、以下の例示のような個々の具体的業務を第三者に委託して実施することは差し支えないが、道の駅の管理運営業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
(個々の具体的業務)

☐ 仕入・販売 ☐ 飲食(食堂・パン工房) ☐ 清掃 ☐ 警備 など

19 市による業務の実施状況の監視(モニタリング)

市は、業務の実施状況について、次のとおりモニタリングを実施し、指定管理者が業務を確実に遂行しているか否かを確認する。

(1) 日常モニタリング

指定管理者は、毎月の業務の実施状況について、「指定管理者業務要求水準書」に定める『日常モニタリング報告書』を作成し、翌月10日までに市へ提出する。市は日常モニタリング報告書の記載に基づき、指定管理者による業務の実施状況を確認するとともに、必要により、指定管理者の事務所に立ち入り、管理の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査する。

（２）定期モニタリング

指定管理者は、新発田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第１０条の規定により、毎年度終了後６０日以内に、「指定管理者業務要求水準書」に定める『事業実績報告書』を作成し市長に提出する。ただし、年度の途中において同条例第１３条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して６０日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出する。

＜事業報告書に記載する内容＞

- ① 管理業務の実施状況及び利用状況
- ② 管理・運営に係る経費の収支状況
- ③ その他管理の実態を把握するために必要な事項

（３）委託料の支払留保等

モニタリングの結果、指定管理者が業務を確実に遂行していない場合は、市は業務改善勧告を行う。業務改善勧告に従って業務内容の改善が図られるまでの間、市は委託料の支払いを留保、委託料の減額、指定の取り消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

２０ その他

（１）個人情報の保護

- ① 指定管理者は、本業務を実施するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるほか、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、新発田市個人情報保護条例（平成２７年条例第３８号）その他の関係法規等を遵守するものとする。
- ② 指定管理者は個人情報保護の規程の整備に努めるものとする。
- ③ 個人情報の保護については、協定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても遵守するものとする。

（２）緊急時の対応

管理運営業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、指定管理者は速やかに必要な措置を講じるとともに、市を含む関係者に対して緊急事態発生を旨を通報するものとする。

また、事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

（３）原状回復

指定管理者は次のいずれかに該当するときは、指定施設の施設又は設備等を速やかに原状に回復するものとする。

- ① 指定管理者の指定の期間が満了したとき
- ② 指定を取り消されたとき又は、管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられたとき

（４）損害賠償

指定管理者は、故意又は過失により指定施設の施設又は設備・備品等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償すること。

2 1 参考資料

- (1) 施設に係る図面（案内図、配置図、平面図）
- (2) 備品一覧（店舗内備品・厨房機器類）
- (3) 運営経費実績（令和4年度～令和7年度）

2 2 問い合わせ先

新発田市観光振興課 観光施設係

〒957-0053 新発田市中心街3丁目2番22号松縁館1階

電話番号 0254-28-9960

E-Mail kanko@city.shibata.lg.jp